

業者名	登録部門	所在地	指名停止等の区分	指名停止等の期間	措置要件	指名停止等の理由
株式会社物加波 電設草津営業所	物品および役務提供等	草津市野村7丁目2-1302号室	指名停止 6月	令和7年11月21日から令和8年5月20日まで	「草津市物品等の指名停止等に関する基準」別表第1第3項第1号	草津市が発注した「新型Jアラート受信機」において、業務を履行することが不可能となり、令和7年10月31日付けで物品購入契約約款第8条第1項4号に基づく契約解除となった。 このことは、「草津市物品等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により、別表第1第3項第1号に該当する。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 6月	令和7年12月4日から令和8年6月3日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「高穂中学校体育館トイレ改修工事」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 12月	令和7年12月22日から令和8年12月21日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「草津小学校トイレ等改修工事（建築）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年2月12日から令和10年2月11日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「改良住宅分離適合工事（R06-宮前団地他）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6

						月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社松井緑地産業	建設工事	草津市新浜町164番地	指名停止 6月	令和8年2月25日から令和8年8月24日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第2号	草津市が発注した「道路路肩他草刈業務（北工区）」について、履行した業務の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第2号の措置要件に該当する。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年3月23日から令和10年3月22日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「笠縫東まちづくりセンター改築工事（建築）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで、ならびに令和8年2月12日から令和10年2月11日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。
株式会社巴建設	建設工事	草津市南笠東二丁目7番35号	指名停止 24月	令和8年3月23日から令和10年3月22日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第1第2項第1号	草津市が発注した「改良住宅分離適合他工事（令和7年度－宮前団地他）」について、施工した工事の評定点数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に該当する。 また、当該事業者は、令和7年12月4日から令和8年6月3日まで、および令和7年12月22日から令和8年12月21日まで、ならびに令和8年2月12日から令和10年2月11日まで指名停止の期間中であることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第2項第1号に基づき、上記期間の2倍の期間とする。

日本交通技術株式会社 大阪支店	コンサルタント業務等	大阪市西区靱本町一丁目4番2号 (プライム本町ビルディング)	指名停止 6月	令和8年3月31日から令和8年9月29日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第3項第2号イ	令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注した東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第3項第2号イに該当する。
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	コンサルタント業務等	名古屋市 中村区名 駅五丁目 33番1 0号	指名停止 3月	令和8年3月31日から令和8年6月29日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第3項第2号イ	令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注した東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第3項第2号イに該当する。 なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第4項に基づき、上記に定める期間の2分の1の期間とする。
大日コンサルタント株式会社 滋賀事務所	コンサルタント業務等	大津市御幸町5-27	指名停止 3月	令和8年3月31日から令和8年6月29日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第3項第2号イ	令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注した東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第3項第2号イに該当する。 なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第4項に基づき、上記に定める期間の2分の1の期間とする。

株式会社トーニ チコンサルタン ト 滋賀事務所	コンサル タント業 務等	近江八幡 市丸の内 町6-2 2	指名停止 3月	令和8年3月31日か ら令和8年6月29日 まで	「草津市建設工 事等の指名停止 等に関する基 準」別表第2第 3項第2号イ	<p>令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共 団体等が発注した東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の 跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引 制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、 排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基 準」別表第2第3項第2号イに該当する。</p> <p>なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、「草津 市建設工事等の指名停止等に関する基準」第5条第4項に基 づき、上記に定める期間の2分の1の期間とする。</p>
-------------------------------	--------------------	---------------------------	------------	--------------------------------	---	---